

実務に重宝する定番の一冊!

30年以上の発行実績を持つロングセラーの最新版!

令和7年新版

危険物法令研究会 編

最新版2色刷

●A5判 ●952頁 ●定価3,300円(本体3,000円+税10%)
ISBN978-4-8090-2570-9 C3032 ¥3000E

目次

内容現在 令和7年2月1日

★印の法令は、注解付・2色刷です。太字は、掲載している条に令和6年2月2日以降改正があった法令です。

基本法令

- ★消防法(令和4年6月17日法律第68号による罰則の改正を織り込みました。)
- 消防法第11条の5第1項又は第2項等の規定により命令をした場合の標識を定める件
- ★危険物の規制に関する政令
- ★危険物の規制に関する規則
- 危険物の試験及び性状に関する省令
- 危険物の規制に関する政令別表第1及び同令別表第2の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令
- 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示
- 危険物の規制に関する規則第7条の5の規定により総務大臣が定める方法を定める件
- 製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示
- 製造所等のハロゲン化物消火設備の技術上の基準の細目を定める告示
- 製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示
- 消防法施行令【抄】
- 地方公共団体の手数料の標準に関する政令【抄】
- 地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令【抄】

参考法令

- 危険物保安技術協会に関する省令
- 危険物保安技術協会の財務及び会計に関する省令
- 石油パイプライン事業法【抄】
- 石油コンビナート等災害防止法【抄】
- 火災予防条例(例)【抄】
- 建築基準法【抄】
- 建築基準法施行令【抄】
- 都市計画法【抄】
- 危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施細目

付録

- 危険物用語索引
- 法令・実務の要点解説



危険物六法

最新の改正に対応!

「危険物の規制に関する規則」の改正

(令和6年5月31日総務省令第57号)

- ・屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備における危険物の流出防止措置に関する事項
- ・ポンプ設備の危険物の流出防止措置に関する事項

「危険物の規制に関する規則」の改正

(令和6年7月31日総務省令第78号)

- ・危険物取扱者講習に係る指定講習機関の指定基準の整備
- ・指定講習機関の運営等に関する事項
- ・製造所等の定期点検の周期の合理化

「危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表

第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令」の改正

(令和6年8月30日総務省令第83号)

- ・新たに消防活動阻害物質を追加

「危険物の規制に関する政令」の改正

(令和6年10月11日政令第315号)

- ・脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律の制定に伴う事項

「危険物の規制に関する規則」の改正

(令和6年11月29日総務省令第103号)

- ・脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律の制定に伴う事項
- ・避雷設備に関する事項

東京法令出版

実務、講習用としてはもちろん危険物取扱者試験対策に最適!!

要点解説

1 危険物法令の仕組み

消防法の規制の概要

規制の根幹である。徹底してマスターしよう!

第一章	目的
第二章	危険物の定義
第三章	指定数量未満の危険物の貯蔵・取扱いの基準
第四章	貯蔵、取扱いの制限の基本事項
第五章	許可又は承認を受けた施設で貯蔵又は取り扱うこと
第六章	貯蔵、取扱いの基準
第七章	位置、構造、設備の基準
第八章	許可・認可・届出等の手続
第九章	違反等に対する命令
第十章	危険物取扱者
第十一章	予防規程
第十二章	定期点検
第十三章	自衛消防組織
第十四章	運搬基準
第十五章	危険物流出等の事故原因調査
第十六章	立入検査
第十七章	適用除外
第十八章	罰則
別表第一	危険物となり得るものの、類別、性質、品名が示されている。

講習学習に役立つ 巻末付録付き!

解説・罰則は
見やすい色刷り

内容見本

消防法 (13条の2) 28

取扱いの実務経験がある者(以下同じ)で、
総務省令(危険第三十一条・危険第四八条)で定めることにより、その者が取り扱うこととなる第四九条の取扱い業務に付いて保安の監督を受けることとなる(以下同じ)。

② 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有権者又はその代理人(以下同じ)は、前項の規定により危険物保安監督者(以下「保安監督者」という。)を選任しなければならない。この場合、保安監督者は、前項の規定により危険物保安監督者(以下「保安監督者」という。)を選任しなければならない。この場合、保安監督者は、前項の規定により危険物保安監督者(以下「保安監督者」という。)を選任しなければならない。この場合、保安監督者は、前項の規定により危険物保安監督者(以下「保安監督者」という。)を選任しなければならない。

③ 製造所、貯蔵所及び取扱所においては、危険物取扱者(以下「危険物取扱者」という。)は、甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければならない。危険物を取り扱ってはならない。

④ 危険物を取り扱うときは、危険物取扱者(以下「危険物取扱者」という。)は、甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければならない。危険物を取り扱ってはならない。

⑤ 危険物を取り扱うときは、危険物取扱者(以下「危険物取扱者」という。)は、甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければならない。危険物を取り扱ってはならない。

危険物の移送を緊急に止めることができる装置	令 17①(5)
危険物の受入れ口及び払出し口の設置に関し必要な事項	告 65
危険物の指定数量	令 1の11
危険物の除去その他危険物による災害防止のための必要な措置	法 16の6①
危険物の貯蔵・取扱いの制限等	法 10
危険物の取扱作業の保安に関する講習	則 58の14
危険物の取扱作業の保安に関する講習に係る指定講習機関	則 58の15
危険物の取扱に伴って温度の変化が起る設備	令 9①(4)
危険物の被覆等	令 45
危険物の品名	令 1の2
危険物の漏れを検知する設備	令 23の3
危険物の漏れを防止することができる構造	令 13③
	則 24の2の5

給油取扱所のポンプ室	則 28の59②(12)
給油の業務が行われていないときの措置	則 40の3の6の2
給油配管	則 26③(5)
給油ホース	令 17①(10)
給油ホース車	則 26③(6)
給油ホース等の長さ	則 25の2の2
強化地域	則 60の2②
強震計	則 28の35
行政庁の変更に伴う事務引継	告 50
行政庁の変更に伴う特例	則 71
共通する技術上の基準	令 41の2
許可	令 24
	法 11①
	則 4
	則 5
許可等の通報を必要とする製造所等の指定	令 7の3
許可を取り消し	法 12の2①

用語索引

詳細はこちら!

最新情報はこちらから!

東京法令 検索

東京法令出版公式X(旧Twitter)アカウント

@tokyo_horei

申込書

令和7年新版 危険物六法 申込部
定価3,300円(本体3,000円+税10%) [コード507]

(送料は実費、税込5,000円以上はサービス)

貴社の個人情報に関する下記取扱いに同意し、上記のとおり申し込みます。 令和 年 月 日 (フリガナ)

お取扱者(自署) (TEL - -)

〒

お届け先住所

団体名 部署名 公用 私用

個人情報の取扱いについて 東京法令出版株式会社 個人情報保護管理者
 ★お客様の個人情報は、契約の履行及び関連製品の案内に利用します。
 ★本人の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、第三者に提供しません。
 ★利用目的の達成に必要な範囲内で取扱いの一部を委託することがあります。
 ★本人からの個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加又は削除・利用の停止・消去の求めに応じます。
 ★個人情報に関するご照会・お問い合わせ等は、弊社窓口(TEL026-224-5441、privacy@tokyo-horei.co.jp)までご連絡ください。
 ★お申込みには個人情報の提供が必要です。提供いただけない場合は、お申込みをお受けできないことがあります。

この申込書は、このままFAXで下記宛にお送りください。

■申込先
東京法令出版 委託 受注センター
 〒381-0022 長野市大豆島3111
FAX 0120-338-923
TEL 0120-338-272
 (携帯電話からもお申込みできます。)

会社使用欄	団体コード		<input type="checkbox"/> 納品済	入力印 チヨク
	得意先コード		<input type="checkbox"/> 請求済	
	在庫	ラベル	〒	<input type="checkbox"/> 領収済